

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月1日	
名古屋市長 様	
提出者	
住 所 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地	
氏 名 公立大学法人 名古屋市立大学	
理事長 郡 健二郎	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 052-851-5511	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	名古屋市立大学病院
事業場の所在地	名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	83：医療業
② 事業の規模	800床
③ 従業員数	1852人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	・病理組織検査:キシレン→中間処理業者に委託。焼却後、埋立処分 ・患者治療、処置等:感染性廃棄物→ 同上 ・薬剤治験:廃試薬→中間処理業者に委託。凝集沈殿後、再生利用

特別管理産業廃棄物処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

病院長 (特別管理産業廃棄物管理責任者)



病院管理部・各診療科 (各部門) (病院管理部長、副院長)



管理課 (管理課長：産業廃棄物管理(処理)責任者)



廃棄物処理担当係 (施設管理係長)
各診療科・各部門の責任者



院内清掃業者
収集・運搬業者、処分業者

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(05年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
	排 出 量	1.404t	1309.4t
	(これまでに実施した取組) ・キシレンのリサイクル装置による継続利用 ・感染性廃棄物については、少量容器を優先して使用する等、排出量(体積)の削減につとめる。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
	排 出 量	1.338t	1243.93t
	(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物の減量化取組 ・適正排出処理容器の利用を推進し、排出時のコンパクト化を図る ・容器への投入量の増量化を図る		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・管理部門及び院内の感染対策委員会で連携して検討している (感染性の疑いのあるものについては、必ず感染性廃棄物扱いにするよう院内に指示している)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別に関する情報を収集し、具体化を図る

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（05年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（05年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量 した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量 する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋処分に関する事項

①現状	【前年度（05年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（05年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
	全 処 理 委 託 量	1.404t	1309.4t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1.404t	1309.4t
	再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t	t
	認 定 熱 回 収 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・キシレンについては、現在リサイクル機による再利用を行ない、3～4回の再利用後廃油として委託処理している ・感染性廃棄物については、感染・非感染の分別徹底を行ない、事故防止 ・感染対策を図り、マニフェストの適切な管理を実施している ・可能な限り再生利用業者への委託を行ない、最終処分の低減を図る		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
	全 処 理 委 託 量	1. 338	1, 244
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1. 338	1, 244
	再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t	t
	認 定 熱 回 収 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t	t
	認 定 熱 回 収 業 者 以 外 の 熱 回 収 を 行 う 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 委託先処理業者の現地確認を実施する ・ 優良認定処理業者の選定を図る		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別紙1 【前年度（05年度）実績】

別紙1 【前年度(05年度)実績】

[illegible]

別紙2

【今年度(06年度)計画】

[illegible]